埼医業Ⅰ第３５０号
令和７年 ５月 ７日

郡市・大学医師会長　　殿
（感染症担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

感染症関連の通知について（依頼）

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

１．百日咳の流行に伴う注意喚起について（情報提供）
２．伝染性紅斑流行警報の発令について
※問合せ：埼玉県感染症対策課（感染症担当）
ＴＥＬ：０４８－８３０－７３３０
E-mail：a3510-22@pref.saitama.lg.jp

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

写

感対第９５－３号
令和７年５月１日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　縄田　敬子
（公印省略）

百日咳の流行に伴う注意喚起について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

百日咳は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）において、五類感染症に位置付けられており、医師は、当該感染症の患者を診断したときは、患者の年齢や性別等を都道府県知事に届け出ることが感染症法で義務付けられています。

本県においては、令和６年は１年間で１７２人の患者の報告をいただいたところですが、令和７年は４月２７日時点で４２９人の患者が報告されており、現在のような全数報告となってから最大の報告数となっています。

このたびの流行の疫学的特徴は、１０歳から１４歳までの患者が多いことが挙げられます。

そのため、この年代の患者から重症化しやすい新生児及び乳児の弟妹に感染することを防止することを目的として、県内の小中学校に注意喚起を行うこととし、別添のとおり、百日咳流行に係る注意喚起及び基本的な感染対策の励行の啓発について関係各機関に協力を依頼しましたのでお知らせします。

また、百日咳の患者を診断したときは、引き続き、診断から７日以内に感染症サーベイランスシステムを利用して届出くださいますようお願いいたします。

（参考）

・厚生労働省ホームページ　「百日咳」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/whooping_cough.html

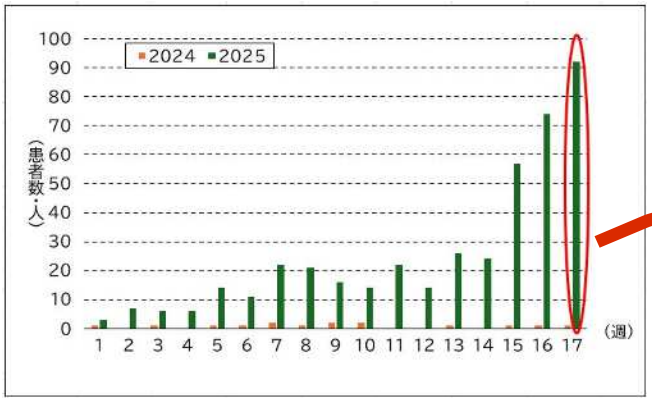
・埼玉県ホームページ「百日咳」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/5rui/hyakunichizeki-kantai.html

担　当　感染症対策課感染症担当
電　話　０４８－８３０－７３３０
E-mail　a3510-22@pref.saitama.lg.jp

百日咳が流行中！

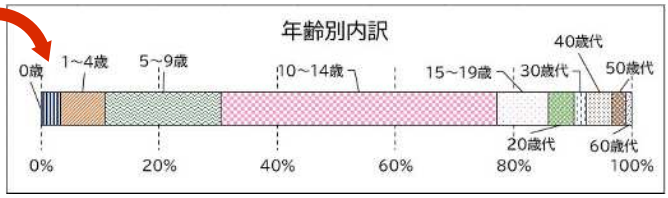
～うつさない・かからない～

埼玉県内で百日咳の患者が増えています。



2024年(1年間)172人
2025年は4月27日までで429人

（2018年以降同時期としては過去最多）



2025年は、10～14歳の患者発生の報告が増えています。

感染対策

百日咳は、咳やくしゃみのしぶき、痰や鼻水にふれた指などを介して感染します。
手洗いや手指衛生といった基本的な感染対策と長く続く咳などの症状がある場合は、マスクの着用や「咳エチケット」を心がけましょう。

乳幼児は、定期予防接種のスケジュールに沿って、予防接種を受けましょう。



百日咳とは

百日咳菌によりおこる感染症です。
直後に「ヒュー」という吸気音がする咳とこの咳が長引くことが特徴です。
咳は、特に夜間に多く見られます。

ワクチンを接種していない新生児や生後6か月未満の乳児では重症化しやすく、命に関わることもあります。



治　療

生後6か月以上の患者には、抗菌薬による治療が検討されます。
また、咳が激しい場合は、咳止めなど症状に応じた薬剤が用いられます。

写

感対第９６－１号
令和７年５月１日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子
（公印省略）

伝染性紅斑流行警報の発令について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり報道発表しましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しいとは存じますが、貴会会員に御周知くださるようお願いいたします。

なお、本件については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、各市町村保健衛生主管課、県の保育所・幼稚園所管課、福祉担当部局、教育局保健安全担当課及び保健所に対し別途通知したことを申し添えます。

担　当：感染症対策課　感染症担当
電　話：048-830-7330
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

埼玉県

保健医療部　感染症対策課
感染症担当　中山、武田
直通 048-830-7330　内線 3404
E-mail: a3510-17@pref.saitama.lg.jp

＜報道発表資料＞

カテゴリー:お知らせ

令和７年５月１日

伝染性紅斑の流行警報を発令します！
～咳エチケット、手洗いをして感染予防に努めましょう～

埼玉県感染症発生動向調査による県内医療機関（定点）からの伝染性紅斑の報告数は３月下旬から増加し、第 17 週（令和 7 年 4 月 21 日から 4 月 27 日まで）に、１定点当たり 2.14 人と、国の定める警報の基準値である２人を超えました。

保健所管内別での１定点当たり報告数は、多い順に、熊谷保健所（5.20 人）、狭山保健所（4.80 人）、本庄保健所（4.67 人）となっています。

伝染性紅斑は特徴的な発疹が現れる前に感染が広がりやすく、外出する機会も増える時期ですので、普段から咳エチケット、手洗いなどの対策を心がけ、感染予防に努めましょう（後述の【伝染性紅斑の予防のポイント】参照）。



【伝染性紅斑とは】

伝染性紅斑は、両頬に現れる境界鮮明な紅い発疹を特徴とするヒトパルボウイルスB19を原因とする感染症です。りんごのように頬が赤くなることから、「りんご（ほっぺ）病」ともよばれます。

潜伏期間は10～20日で、両頬の発疹に続いて、手や足に網目状の発疹が現れ、これらの発疹は１週間前後で消失することがほとんどです。大人では、両頬の赤い発疹は少なく、関節痛や頭痛などが出現し、関節炎症状により１～２日歩行が困難になることがありますが、ほとんどは自然に回復します。

妊娠中に感染した場合、まれに胎児の異常（胎児水腫）や流産が生じる可能性があります。

頬に発疹が現れる７～10日くらい前に微熱や風邪のような症状が見られ、この時期にウイルスが最も多く排泄されます。発疹が現れた時には既にウイルスの排泄はほとんどなく、感染力はほぼ消失しています。

主な感染経路は、患者の咳やくしゃみなどのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛沫感染」、ウイルスが付いた手で口や鼻などの粘膜に触れることによる「接触感染」です。

【伝染性紅斑の予防のポイント】

・マスクの着用等普段からの咳エチケットの励行

飛沫感染を防ぐため、普段からマスクの着用等咳エチケット（(1)咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと、(2)マスクをしない状態で咳やくしゃみが出るときはハンカチなどで口を覆うこと、(3)手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと等）を守ることを心掛けましょう。

・外出後の手洗い等

接触感染を防ぐには、手指などに付いたウイルスを流水・石けんによる手洗いで物理的に取り除くことが有効です。なお、アルコールによる消毒効果は弱いとされています。

・妊娠期間における患者との接触の回避

妊娠中あるいは妊娠をしている可能性がある人は、伝染性紅斑の患者や、

風邪の症状がみられる方との接触をできる限り避けるよう注意してください。

【伝染性紅斑が疑われる場合は】

周りへの感染に気を付けましょう。

症状によっては、早めに医療機関を受診しましょう。

伝染性紅斑に特別な治療法はありません。症状に応じた対症療法を行うことになります。

【参考】

１　感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

伝染性紅斑については、埼玉県医師会の協力を得て、111 の定点医療機関を指定しています。

２　その他参考情報

埼玉県感染症情報センターホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/index.html

国立感染症研究所ホームページ「伝染性紅斑とは」

https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/443-5th-disease.html